

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	対象税目	(法人税:外)(国税 17) (法人住民税:外)(地方税 17) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税を撤廃する。 《関係条項》 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 8 条、第 83 条、第 84 条、第 87 条 地方法人税法(平成 26 年 3 月 31 日法律第 11 号)第 10 条 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 51 条、第 314 条の 4 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 68 条 4
4	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成23年4月～平成31年3月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税凍結の開始 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長
7	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日(3年間の課税凍結)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力を支援するものである。 少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化などの現在の状況を踏まえると、企業年金等が果たす役割はますます重要であり、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。 《政策目的の根拠》 ＜確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号) 第一条＞ この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とす

			<p>る。</p> <p><確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号) 第一条> この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けられることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標1-3 企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。 このため、特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p><u>厚生年金基金</u> 平成23年度末 577件(437万人) 平成24年度末 560件(420万人) 平成25年度末 531件(405万人) 平成26年度末 444件(361万人) 平成27年度末 256件(254万人) 平成28年度末 148件(147万人)(推計値) 平成29年度末 86件(85万人)(推計値) 平成30年度末 50件(49万人)(推計値)</p> <p><u>確定給付企業年金</u> 平成23年度末 14,985件(801万人) 平成24年度末 14,692件(796万人) 平成25年度末 14,296件(788万人) 平成26年度末 13,883件(782万人) 平成27年度末 13,661件(795万人) 平成28年度末 13,443件(820万人)(推計値)</p>

			<p>平成29年度末 13,228件(836万人)(推計値) 平成30年度末 13,016件(837万人)(推計値)</p> <p>確定拠出年金(企業型) 平成23年度末 4,135件(422万人) 平成24年度末 4,247件(439万人) 平成25年度末 4,434件(464万人) 平成26年度末 4,635件(505万人) 平成27年度末 4,964件(548万人) 平成28年度末 5,316件(587万人)(推計値) 平成29年度末 5,693件(629万人)(推計値) 平成30年度末 6,097件(674万人)(推計値)</p> <p>確定拠出年金(個人型) 平成23年度末 14万人 平成24年度末 16万人 平成25年度末 18万人 平成26年度末 21万人 平成27年度末 26万人 平成28年度末 40万人(推計値) 平成29年度末 98万人(推計値) 平成30年度末 156万人(推計値)</p> <p>勤労者財産形成給付金 平成23年度末 1,486件(27.6万人) 平成24年度末 1,417件(26.5万人) 平成25年度末 1,345件(25.7万人) 平成26年度末 1,322件(24.3万人) 平成27年度末 1,216件(23.6万人) 平成28年度末 1,187件(23.2万人)(推計値) 平成29年度末 1,135件(22.5万人)(推計値) 平成30年度末 1,086件(21.8万人)(推計値)</p> <p>勤労者財産形成基金 平成23年度末 39件(0.8万人) 平成24年度末 37件(0.8万人) 平成25年度末 37件(0.7万人) 平成26年度末 37件(0.7万人) 平成27年度末 37件(0.7万人) 平成28年度末 34件(0.6万人)(推計値) 平成29年度末 32件(0.6万人)(推計値) 平成30年度末 31件(0.5万人)(推計値)</p> <p>※確定給付企業年金:「企業年金の受託概況(信託協会、生保協会、JA 共済連)」 厚生年金基金、確定拠出年金、勤労者財産形成給付契約・勤労者財産形成基金給付契約:厚生労働省調べ ※推計値は、過去の実績値等に基づき、推計式を導出した上で、当該推計式における将来の数値を推計している。確定拠出年金(個人型)については、</p>
--	--	--	--

		平成 29 年 1 月から加入者範囲が拡大するため、制度に新たに加入する人数も含めて推計している。
②	減収額	<p>減収見込み額 なし</p> <p>仮に現在課税されていると仮定した場合の減収見込み額 805,317 百万円 (国税:716,753 百万円、地方税:88,564 百万円)</p> <p>《算出方法》 平成 28 年 3 月末時点の各制度の積立金額</p> <p>①厚生年金基金(平成 28 年 3 月末) :24,207,000 百万円 ②確定給付企業年金(平成 28 年 3 月末) :57,900,200 百万円 ③確定拠出年金(平成 28 年 3 月末) :10,700,000 百万円 ④財形給付金(平成 28 年 3 月末) :41,887 百万円 ⑤財形基金(平成 28 年 3 月末) :527 百万円</p> <p>①・②:「企業年金の受託概況(信託協会。生保協会、JA 共済連)」 ③～⑤:厚生労働省調べ</p> <p>①に課税対象額割合 0.049%(※)を掛けて、1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を掛ける。 ②～⑤の合計に 1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を掛ける。</p> <p>※平成 26 年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の 3.23 倍以上ある基金は 5 基金。そのうち、既に解散又は代行返上した基金を除くと、3 基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。 平成 27 年 3 月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.049%。</p>
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のような低金利な運用状況下(2016 年 7 月末時点の長期金利は -0.18%)で、特別法人税 1.173%が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。 ・個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約 6 割を占めており、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。 ・確定給付型の企業年金においては、積立不足が生じた場合、受給権保護の観点から、事業主は当該不足額を埋めるため、掛金を追加拠出する必要がある。このため、特別法人税が課税された場合、この積立不足額が更に悪化することにより、事業主が追加拠出する掛金額は増加し、企業の運営に影響を与える可能性がある。 ・また、確定拠出年金は平成 13 年度、確定給付企業年金は平成 14 年度に施行された制度であり、特別法人税を課税された経験がない。このため、特別法人税が課税された場合、徴収のためのシステム開発などの実務面で多大なコストが生じることとなる。 ・特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、企業

			<p>年金等の加入者数が増加(※)しており、着実に制度の健全な育成を図っている。</p> <p>※特別法人税の課税凍結に加えて、企業年金等の制度改善及び平成23年度末で廃止期限を迎えた適格退職年金からの企業年金への移行などの増加要因がある。</p> <p>・確定拠出年金においては、特別法人税の課税撤廃により20%増の受給額を確保できるとの試算もあり、特別法人税の撤廃は老後の所得確保のためにも重要な要素となっている。</p> <p>※運用利回りを2.5%、積立金に対し1.2%の課税が行われると仮定し、毎月1万円を25年間積み立て、10年間年金を受け取った場合を試算。(生命保険協会)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>・特別法人税が課税された場合、企業が課税分を負担することにより、企業経営へ影響を受ける企業や、企業年金制度の導入の可否の見直しを迫られる企業が多く生じる結果、従業員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。</p> <p>・また、企業が十分な人材を確保するためには、労働条件等の環境整備が必須であり、企業年金等の退職給付制度の充実、人材確保に資する。</p> <p>・他方で、特別法人税が課税された場合、税金を納付するため、掛金を運用している株や債権を現金化することとなり、市場に与える影響は少なくない。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業年金制度は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。法改正等の手法を用いた制度改正により、魅力ある制度とし、健全な育成を図っているが、税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	企業年金は法律で積立義務や受給権保護を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価 平成25年8月